

広島市告示第342号

令和8年7月2日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、
広島市河原町自転車等駐車場及び広島市舟入町自転車等駐車場の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市自転車等駐車場条例（昭和60年広島市条例第36号）第13条第3項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 指定に係る公の施設

広島市河原町自転車等駐車場及び広島市舟入町自転車等駐車場

2 指定の相手方

広島市西区己斐本町二丁目19番3号

広島県ビルメンテナンス協同組合

3 指定の期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日まで